

第100号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 原田 正行 の任期が令和3年3月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名	住所	生年月日
西畑 博仁	稲城市若葉台1丁目33番地の2 1-608	昭和48年7月13日

第101号議案

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・9路線）

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城小田良土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・9路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道坂浜2130号線	坂浜1193番地2先	坂浜1302番地3先
2	市道坂浜2131号線	坂浜1181番地先	坂浜1182番地先
3	市道坂浜2132号線	坂浜1184番地1先	坂浜1181番地先
4	市道坂浜2133号線	坂浜1181番地先	坂浜1184番地1先
5	市道坂浜2134号線	坂浜926番地先	坂浜1170番地1先
6	市道坂浜2135号線	坂浜1205番地先	坂浜1195番地1先
7	市道坂浜2136号線	坂浜1191番地1先	坂浜1198番地1先
8	市道坂浜2137号線	坂浜1214番地先	坂浜1187番地2先
9	市道坂浜2138号線	坂浜921番地先	坂浜926番地先

第102号議案

稲城市道路線の認定について（平尾における民間宅地開発関係・2路線）

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

平尾地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（平尾における民間宅地開発関係・2路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道平尾2139号線	平尾二丁目41番地14先	平尾二丁目41番地42先
2	市道平尾2140号線	平尾二丁目41番地36先	平尾二丁目41番地39先

第103号議案

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市大丸地区会館

所在地 東京都稲城市大丸251番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 大丸自治会

代表者 会長 藤井 勝治

所在地 東京都稲城市大丸842番地の1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第104号議案

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市松葉集会所

所在地 東京都稲城市矢野口1892番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 矢野口自治会

代表者 会長 原田 和哉

所在地 東京都稲城市矢野口1604番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第105号議案

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）第16条の規定により、本案を提出する。

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）第12条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市押立ふれあい会館
所在地 東京都稲城市押立663番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 押立自治会
代表者 会長 川崎 操
所在地 東京都稲城市押立692番地の3

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第106号議案

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第16条の規定により、本案を提出する。

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第13条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市地域振興プラザ

所在地 東京都稲城市東長沼2112番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ

代表者 理事長 角田 享

所在地 東京都稲城市矢野口1753番地 学校法人子どもの森内

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第107号議案

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市福祉センターの指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城市福祉センター

所在地 東京都稲城市百村7番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人稲城市社会福祉協議会

代表者 会長 石井 律夫

所在地 東京都稲城市百村7番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第108号議案

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第14条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、本案を提出する。

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第10条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第17条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名称	所在地
上谷戸緑地体験学習館	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の2
上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の1、28番地の2、28番地の3、29番地、30番地の1、31番地、105番地の1、105番地の2、105番地の3、105番地の4、107番地の10の一部、107番地の15の一部及び107番地の19の一部

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 坂浜自治会

代表者 会長 榎本 勝美

所在地 東京都稲城市坂浜436番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

第109号議案

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出する。

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第16条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 稲城長峰スポーツ広場

所在地 東京都稲城市長峰三丁目10番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 東京ヴェルディグループ

代表者 東京ヴェルディ株式会社 代表取締役社長 羽生 英之

所在地 東京都稲城市矢野口4015番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで